令和８年（フ）第１２６号
宮崎県都城市高木町4977番地１、前住所愛知県名古屋市中村区深川町三丁目11番地　アトリアムシャーロックホームズ５Ｄ号
債務者　栗山　汰生
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第２１５号
沖縄県浦添市宮城１丁目36番５－401号　ベルハイム
債務者　清田龍太朗
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３４４号
沖縄県那覇市字安謝39番地　メゾンまえしろ403
債務者　金城　克弥
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第６９号
宮城県柴田郡大河原町大谷字見城前57番地107　町営住宅Ｂ－１号棟105号
債務者　大脇　恵子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１６９号
福島県郡山市緑町１番16号　シティハイツ201号
債務者　大湊　拓也
１　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２２９号
福島県郡山市亀田二丁目33番24号
債務者　張　　武夫
１　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
福島県安達郡大玉村大山字前谷地37番地１
債務者　國分　宏美
１　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２３７号
福島県郡山市西ノ内一丁目３番16号
債務者　下條　海凪
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２４４号
福島県郡山市安積荒井本町71番地　Ｒｉｂｂｏｎ郡山南、前住所福島県郡山市桜木一丁目７番21号
債務者　宮口由紀江
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２４９号
福島県本宮市青田字孫市６番地２　コートシャルマンＶ　105
債務者　土屋　尚希
１　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２８２号
金沢市泉３丁目14番36号　ブランニューハイツＩ201号、従前の住所金沢市諸江町下丁356番地１　レインボーハイツ平井105号
債務者　恒川　夢亜
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８９号
金沢市西金沢５丁目301番地１　カーサ・ディ・ファミリアＢ号
債務者　望月　　純
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９２号
金沢市泉２丁目15番16号　ジュネス泉202号
債務者　山本　友二
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６４号
福井市江端町第５号16番地５
債務者　林　　愛華
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６５号
福井市上野本町４丁目2306番地　フロンティア203、旧住所福井市志比口二丁目21番26号　グランドハイムしひぐち401号
債務者　花澤　信裕（旧姓竹内）
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６７号
福井県鯖江市三六町１丁目２番６号　みどりケ丘病院、住民票上の住所福井市宝永１丁目38番５号　和田ミドリ方
債務者　寺島　幹夫　法定代理人成年後見人　木内　章夫
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６８号
徳島県徳島市北沖洲二丁目９番63－101号　エクセレントメルベーユ、旧住所徳島県徳島市北沖洲四丁目８－38
債務者　平岡　啓行
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
徳島地方裁判所民事部